

八戸市議会の議会改革の取り組み概要

(平成 23 年 6 月～平成 29 年 4 月)

1 委員会の設置

(1) 議会改革検討委員会（平成 23 年 6 月 10 日～平成 27 年 2 月 18 日）

当市議会では、議長より議会改革への取り組みについて提案があったことから、平成 23 年 6 月に議会改革検討委員会を設置し、市民に開かれた議会を目指すとともに、議会を取り巻く様々な状況の変化に適時・的確に対応するため、議会改革に取り組んできた。

(2) 議会改革推進委員会（平成 27 年 6 月 23 日～）

当市議会では、議会活動の充実を図り、継続的な議会改革に取り組むことを目的として、議会基本条例に基づき議会改革推進委員会を平成 27 年 6 月に設置した。

2 議会改革取り組み事項

	主な内容
1	○議員定数の削減【平成 27 年 5 月 2 日から議員定数 32 人】 議員定数を 36 人から 32 人に改正。 平成 23 年 9 月定例会に「八戸市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議会案として提案、可決。(H23. 9. 27 条例公布)
2	○視察の見直し【平成 24 年度から実施】 ・各特別委員会の視察については、隔年(2 年に 1 回)で実施する。 ただし、特に必要と認める場合はこの限りではない。 ・議員の海外視察基準を「3 期から 6 期まで」に改正。
3	○一問一答方式を導入【平成 25 年 6 月定例会より実施】 本会議での一般質問及び質疑に一問一答方式を導入し、これまでの一括質問・一括答弁方式との選択制で実施する。
4	○予算・決算特別委員会付託議案に対する本会議での討論【平成 25 年 3 月定例会より実施】 これまで、予算・決算特別委員会で実施してきた総括意見（会派代表・個人）を平成 24 年 9 月定例会で廃止し、予算・決算特別委員会付託議案に対する会派代表討論及び個人討論を本会議で実施。
5	○表決した議案等に対する議員の賛否を公開【平成 24 年 9 月定例会の表決結果より実施】 議案等に対する各議員の賛否を、市議会ホームページ及び市議会だよりで全部公開する。ただし、市議会だよりへの掲載については、紙面構成に合わせて対応する。

6	○市議会だよりの見直し【平成 25 年 4 月発行分から実施】 市議会だよりの掲載内容は、地方自治法に基づく議会の役割に関する事項を優先して掲載する。また、広く議会活動の周知が図られるよう定例会以外の活動についても掲載する。各号のページ数は 6 ページを基本とする。																
7	○議員報酬の減額【平成 25 年 4 月 1 日から実施】 議長、副議長及び議員の報酬を平成 25 年 4 月 1 日から 2 %減額する。 <table><tr><td></td><td>改定後</td><td>改定前</td><td>引き下げ額</td></tr><tr><td>議 長</td><td>月額 657,000 円</td><td>月額 671,000 円</td><td>▲14,000 円</td></tr><tr><td>副議長</td><td>月額 599,000 円</td><td>月額 612,000 円</td><td>▲13,000 円</td></tr><tr><td>議 員</td><td>月額 571,000 円</td><td>月額 583,000 円</td><td>▲12,000 円</td></tr></table> ・平成 24 年 12 月定例会に「八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議会案として提案、可決。		改定後	改定前	引き下げ額	議 長	月額 657,000 円	月額 671,000 円	▲14,000 円	副議長	月額 599,000 円	月額 612,000 円	▲13,000 円	議 員	月額 571,000 円	月額 583,000 円	▲12,000 円
	改定後	改定前	引き下げ額														
議 長	月額 657,000 円	月額 671,000 円	▲14,000 円														
副議長	月額 599,000 円	月額 612,000 円	▲13,000 円														
議 員	月額 571,000 円	月額 583,000 円	▲12,000 円														
8	○質問者席設置【平成 25 年 6 月定例会より実施】 議場に質問者席を設け「対面演壇方式」を取り入れて一般質問を実施する。																
9	○市議会だより編集会の廃止【平成 25 年 12 月より廃止】 議員で構成する「はちのへ市議会だより編集会」を廃止し、編集・発行に関する重要な案件については、議長を座長とする各派交渉会で協議することとする。																
10	○各種審議会等への議員の参画見直し【平成 27 年 4 月 1 日より実施】 議会の厳正な監視機能の発揮と住民の直接的な市政参画を拡充するために、議員は、市の附属機関に参画をしない。 ただし、法令により議員の参画が定められているもの及び、属人的な立場で委員に選任される場合は除く。																
11	○市長が専決処分できる軽易な事項の追加指定【平成 26 年 9 月 19 日より実施】 議会及び執行機関の事務の効率化を目的に、法令の改正又は廃止に伴う当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定の整理並びに、条例の主旨を変更しない範囲内の字句の修正については、市長が専決処分できる軽易な事項として追加指定した。 ・平成 26 年 9 月定例会に「市長が専決処分できる軽易な事項の指定について」の改正案を議会案として提案し、可決。																
12	○議案等の公開【平成 26 年 9 月定例会より実施】 議会の透明性を推進するため、行政側から提出された議案及び委員会等の資料は、指定の場所や議会ホームページで公開する。																
13	○議決事件の拡大【平成 26 年 9 月 26 日より条例施行】 二元代表制のもとで議会の役割を果たすため、地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決すべき事件に、総合的かつ計画的な市政運営を図るための総合計画を加えることとし、八戸市議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する。議会の議決すべき事件の拡大については、必要があった際に検討する。																

14	○八戸市議会基本条例の制定【平成 27 年 4 月 1 日条例施行】 当市議会が取り組んだ議会改革を将来にも継続させるとともに、議会が市民の代表たる多人数による合議制の機関として、市民の意思を市政に的確に反映させ、いつの時代においても議会としての機能を十分に発揮し、議会及び議員が果たすべき役割を明確にし、市民にわかりやすく市民に開かれた議会運営を目指すために、八戸市議会基本条例を制定した。
15	○議会報告会の開催【平成 27 年 1 月 28 日実施】 市民と共にまちづくりを推進するため、八戸市議会の議会活動及び議会改革の取り組みを市民に報告し、市民との意見交換を行うために議会報告会を開催する。
16	○請願・陳情者の趣旨説明【平成 27 年 3 月定例会より実施】 議会への市民参加を推進し、議会審査の充実を図るため、請願・陳情の提出者が希望する場合には、請願・陳情の審査を付託された委員会の会議の場で、趣旨説明できることとした。
17	○陳情の委員会付託の取り扱いについて【平成 27 年 3 月定例会より実施】 陳情を委員会に付託しなかった先例等を参考に、委員会に付託しない陳情の取り扱いとする陳情の内容を明文化した。
18	○タブレット端末の導入【平成 27 年 9 月より運用開始】 議会は、印刷経費などのコスト削減及び事務効率化や省力化の観点から、議員に配布している会議資料や冊子などの紙資料を減らす「ペーパーレス化」を図るとともに、議員への情報伝達の迅速化、インターネット活用による政務調査活動の充実を図るため、タブレット端末を導入する。
19	○本会議場・委員会室等で議員が発言説明用に使用する資料の持込みについて【平成 27 年 3 月定例会より実施】 本会議又は委員会において議員が発言を補完するために資料、パネルその他の物品を議場又は委員会室に持ち込むことについては、認めることとした。
20	○会派について【平成 27 年 4 月 1 日より施行】 議会運営上の会派を明文化した会派に関する規程を整備した。
21	○傍聴規則の見直しについて【平成 27 年 4 月 1 日より施行】 市民に開かれた議会づくりを推進するとともに円滑な議事運営を図るため、傍聴手続きや今日的でない条文の表現などを改め、傍聴規則を一部改正した。
22	○議会報告会の開催【平成 27 年 9 月 8 日決定】 八戸市議会基本条例の規定に基づき開催する会議は、名称を「議会報告会」とし、議会活動報告及び市民との意見交換の構成で、年度の上半期に 1 回、下半期に 1 回開催する。 ※八戸市議会基本条例第 6 条第 2 項 2 議会は、市政の諸課題に柔軟に対処するため、市民及び議員が市政全般にわたって情報及び意見を交換する場を設けるものとする。

23	○本会議場の環境整備について【平成 28 年 9 月実施】 本会議場の傍聴席の椅子が硬いとの意見が寄せられ、傍聴席へのシートクッションを設置した。
24	○市議会ホームページの見直しについて【平成 28 年 10 月実施】 これまでは各項目を羅列した形で公開していたが、必要としている情報を検索しやすいように、より見やすく分かりやすいように各項目を配置した。
25	○政務活動費収支報告書等の市議会ホームページでの公開範囲の拡大について【平成 28 年 10 月実施】 これまで収支報告書等を市議会ホームページで公開するなど、政務活動費の使途の透明性確保に努めていましたが、さらに積極的な情報公開を図るため、領収書や視察報告書など、閲覧制度と同じ内容のものを拡大するとした。
26	○会議出席に対する費用弁償の廃止について【平成 28 年 12 月 31 日廃止】 これまで本会議等の出席に対し日額 3,000 円を支給していたが、現下の厳しい経済情勢や当市の財政状況などを踏まえ、また、中核市移行に向けた議会改革の一環として、平成 28 年 12 月 31 日をもって、会議出席に対する費用弁償を廃止した。